

広島市告示（安佐北区）第12号

令和7年3月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月19日から同年4月2日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	広島中島線	安佐北区小河原町字片山 1121 番地 8 地先から 安佐北区小河原町字片山 1122 番地 1 地先まで	令和7年3月19日
市道	安佐北2区 1066号線	安佐北区小河原町字片山 1122 番地 1 地先から 安佐北区小河原町字片山 1121 番地 8 地先まで	令和7年3月19日